

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 2 年東大阪市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。